

## 貸借対照表監査と損益計算書監査

高尾 忠 男

まえがき

会計学の伝統的な通説にしたがえば、企業会計論では二つの利潤計算機構を基盤としている。すなわち企業の利潤は、貸借対照表（財産法的計算）と損益計算書（損益法的計算）との二面より平行して測定せられ把握されるのであって、その結果抽出せられたる兩者それぞれの純損益額は、まったく完全に合致すべきものであるとされている。

ところが今日展開されている近代会計という流れの重点といわれるところのものは、企業における財務諸表のウエイトをして、従来の財産計算観より損益計算観へ、つまり静態観会計より動態観会計へ、即ち在来の貸借対照表中心主義より損益計算書中心主義へと、その潮流を大きく転換し移行してきた厳然たる姿である。それはあたかも海面の静浪が台風によって激しく波濤のごとく流動するように、近代会計の流れは動態会計、損益計算書中心へと急進せしめてきている。しかれば、会计学にいう監査会計の領域において、近代監査なるものの潮流として、損益計算書監査という姿は貸借対照表監査の姿に比して如何ようにあるであろうか。それは如何なる性格的な特質が存在するのであるうか。以下それぞれの特質をめぐって検討することにしたと思う。

近代企業の規模の拡大と多様性とは会計問題の複雑性を加速度的に増大しつつある。たとえば従業員の増大、所有資産の量と質の増大、取扱製品の種類と量の増大等は近代企業の特徴といふことができる。この特質にミートするための企業会計も亦近時急速に複雑となり専門化してきている。しかし会計の基本原理は不変であり、「計慮」と「計算」(アメリカでは認識と測定即ち Recognition と Measurement という)とが会計の内容である。会計の機能は近代企業の複雑化とともに益々その重要性が増大し、会計の資料提供機能については企業にとって不可欠のものとなっているのであり、会計の財産保護機能についても亦近時その重要性が認められつつあることは何人も否定できない。事業の財産が正当に保護されなければならないことは古くから事業経営の重要な鉄則とされていたところである。殊に事業の出資者が多数であり、しかもそのうちには経営にタッチしないで純然たる出資のみの者がある場合には事業の経営者は事業財産の保護について細心の注意を以て専心しかも忠実に財産委託者または監理者として義務を負うべきものであって、法律はこれを資本維持の原則と称し、わが国商法でもこの原則を重要な基本的精神としてしているのである。また事業に対する債権者は債権の弁済を受けるに足る財産を事業が保有していることを期しているのは理の当然である。債権者は保護されなければならない。金融機関に対する預金者は債権者であつて、預金を受け入れた事業者は預金者の利益を害しないことが根本原則でなければならない。わが国商法が資本維持の原則と共に債権者保護の原則を基本としていることは衆知のことである。このことは事業者の立場からいうと事業の財産は保護されなければならないということになる。事業財産の保護に

ついで事業経営は如何なる方策を持っているのであろうか。従来の経営学のうち如何なる研究が「財産保護」を基盤として論じられたのであろうか。なるほど、「企業財務論」は生きている経営の財産保護の立場に立って論究されているものも皆無とはいえないが主として経営資本の調達とその運用についての解説であり、変転常なき資金の流入と流出について完全な調和をはかる方策は「資金管理論」とでも名付けられるものの研究課題であるといひ得る。資金管理の面よりも広い範囲を持つ財産保護論は監査会計と管理会計とに支えられて急速に完成されなければならぬ経営学の重要な一分科といふことができる。<sup>(1)</sup>

上述の如く監査（本稿での監査はすべて監査会計に関するものである）は、企業（事業）における財産保護という機能を持つことをあきらかにした。これは単に、企業財産の保護のみならず、企業をとりかこむ多くの利害関係者をも、企業が所持し提供するところの、いわゆる財務諸表を通じて、それらの利益を擁護する職能（機能）を完備しているのである。これが即ち近代会計の機能の一つであると共に、近代監査においてもその目的を至高のものとしているのである。次にその近代監査に関して述べることにする。

（1）青木倫太郎博士稿「近代会計の機能」商学論究第十七号五頁傍点は引用者。

## 二

さいきんのように、資本主義経済機構の主軸である会社企業が、いよいよ複雑・高度になって大規模化し、膨大な設備と巨額な投下資金を要するごとくになると、その結果として企業体における資本と経営との分離、また

所有と管理との分離は必然的に発生するところである。そしてここに経営に直接、関与・参加しない多数の出資者（投資家）いわゆる不在株主と呼ばれる者の数は、ただ増加の一途をたどるのみである。他方、信用経済の観点からすれば長期債権者（授信者）にしても、その他の利害関係者<sup>(2)</sup>のすべてについても同じことがいえるであらう。かくして、これらの利害関係者をもっとも期待し、希求するところの利益擁護は、すなわち、その企業が提供する財務財表を通してのみ、はじめて保護せられるのである。この財務諸表こそが、企業体における利害関係者として接触することのできる唯一の企業に関する財務上の正否判断資料のすべてであるにほかならない。したがって、如何なる利害関係者といえどもかかる財務諸表を手段としてのみ、そこで、始めて、その企業の財政状態および経営成績に関する一切の実体を、正しく把握することができるのであり、さらに、それを基礎とすることによってのみ、それら利害関係者は利害関係者としての正しい、好ましい経済行為を期待し、実現することができるからである。

しかるに、かように経営管理者とその利害関係者とを直結すべき重大な役割を果すべきところの財務諸表であるべきであるにかかわらず、企業によって公表される財務諸表は、どのように、ひいきめに表現してみたいと思つたところで、それは決して単なる事実の客観的内容を示すものではない、といわなければならないところに多くの課題を含んでいるといえよう。そこには、どのようにしても、経営者側とすれば、企業管理者としての宿命ともいふべき恣意性もあるであらうし、政策的思考の介入することも存するであらう。またそれぞれの作成者において、商法・税法・会計原則その他の諸規定での枠内で、慣行にしたがって処理するとはいうものの、それらの行為はまったく作成者自身の自由な判断にもとずいた結果によって処理作成されるものであるから、窮極に

は、それはたんなる作成責任者の一種の意見を表明したものといてもよいものと思われる。換言すると、いうところの財務諸表なるものは、企業における首脳者の意見をはじめとして、会計スタッフの判断、主観的要求、諸種の政策的意図が多分に加味されているといわなければならないのであって、このような、すっきりしないきらいのある性格をもっている財務諸表であるかぎりにおいては、軽くとも、その財務諸表は公正妥当であるとはいえず、したがってその経営実体の計数的把握ということは、ゆがめられるのであるから、安全といえないのは当然である。

できるだけ、もっとも正当な財務諸表を作成しようと、企業経営の衡にあるものも、経理部門のものも各々の立場上の責任という見地からして、またすべてにわたり全力を結集して大いに努力するであろうと考えられる。けれども、それだからといって正確性を期待するのも絶対的に誤りがないとはこれまたいえないのである。それは、およそいろいろの事情からして一会計期間という六箇月なり一箇年の長い間の経営活動より発生するさまざまな取引におよぶものを、会計処理するのであるからには、如何に細心の注意を払い、内部牽制組織<sup>(3)</sup>を有していたとしても、ある種の項目を見落したり、見誤まることもあるだろうし、そのみならず不幸にして、かれらが、たまたま正確な会計的知識をもちあわせていなかったために会計判断をゆがめるようなことも稀ではないのである。かの監査基準も財務諸表は、ややもすれば公正妥当を欠き、誤謬または不確実な要素の介入する要素が多く、財政状態及び経営成績の適正な表現がゆがめられ、政策的考慮によって粉飾されるおそれが少くない。それ故、外部関係人の収益を擁護するためには、判断の妥当性を確かめることが必要である。としている。

かくて、財務諸表をしてその真実性と正確性という、財務諸表ほんらいの美しい姿の表現されることを期待す

るとともに、それらの信頼性を止揚せんがために、もつとも必須的なものとして監査が要請される所以である。そして、ここに財務諸表監査<sup>(4)</sup>というところの、いわゆる近代監査と呼称されるものが社会的必然性によって存在するにいたつたのである。

この近代監査が目的とするところは、公正不偏の立場から、主として財務諸表上における各勘定を分析して、各種の立証手段により、会計諸記録の正当性を判断し、財務諸表がその企業の財政状態および経営成績を適正に明示しているや否やを検証するにある。別言すれば、財務諸表に表示された経営者の判断の健全性や、一般に公正妥当と認められた会計原則および慣習との継続的一致に関して、監査人が客観的な判断を下し、公正な意見を表明するにある。すなわち、企業の判断が適正であるか、どうかを判定し、その旨の意見を表明することによって、企業の公表する財務諸表における真实性と信頼性を高揚せしめることにより、企業のすべての利害関係者ばかりでなく、あらたに利害関係をもつにいたるべきひとびとの利益を保護することにあるといえるのである。

以上のように今日、近代監査といわれている財務諸表監査の基礎的資料とされる諸表はいうまでもなく、企業自身が作成する財務諸表であり、これが提供され、公表されることを前提要件としている。どのような会計資料<sup>(5)</sup>であっても資料提供の用役は会計の正確な経済価値の数的把握をたてまえとしてるのであって、それを要求する人びとに提供することは決して容易なことではないのである。しからば、問題の財務諸表（ここでは貸借対照表と損益計算書）の制度は、如何ようにして制度化されるようになったのであろうか。

(2) ここにいう利害関係者とは、その企業をとりかこむ総ての者を指称する。従つて外部関係者として、金融機関、出資者・投資者・債権者、仕入先、得意先等は、いうにおよばず一般消費者、国家・地方自治体・監督官庁等である。内部関係

者としては、従業員(労組員)である。

(3) 拙稿「内部牽制組織について」雑誌税経通信第十三卷第二号を参照された。

(4) 財務監査とも呼ばれている。何れの国においても行われているのであるが、これは主にわが国とアメリカが多くとり入れているとされている。財務諸表監査の意味の理解のしかたについては、アメリカでは、わが国での財務諸表監査の意味と幾分異なるようである。もつとも学者によっては、貸借対照表監査も財務諸表監査も、まったく同義のものと解しているむきも多いようであるといわれる。

(5) キヤノン教授は、会計資料は通常絶対的よりも、むしろ相対的に意味をもつのであると述べている。そして、会計の目的は資料を提供することであるともいっている。

A. M. Cannon: "Tax Pressures on Accounting Principles and Accountants' Independence" Accounting Review, October 1952.

### 三

企業会計的観点よりして、財務諸表はきわめて重要なものとされている。それは、すべての取引は記録され、処理され、さいごに、この財務諸表を通じて企業の利害関係人に報告されるのであって、会計は会計するだけではあまり意味がないのであり、そこにはその報告を伴わなければならないものになる。そのため手段が会計上という財務諸表であるのである。

このような会計的な意味を有する財務諸表の制度は、シュマーレンバッハによれば、<sup>(6)</sup>もともと財産目録から始まっており、これが法律上の規定として制定されたのは、ルイ一四世時代のフランスの商業条令(商事法)から

であつたとされているのである。しかし、この当時から財産目録の摘要表としての貸借対照表を作成する制度が慣習法として普及されており、これから大陸法典の内に貸借対照表法的規定が取り入れられたのであるといわれている。

数百年前イギリスにおける Common Law および一六七三年フランスにおける Ordonnance de Commerce について、各国商法の中に、会計慣習及び諸原則を吸収した会計基準の成文化が促がされ、一九世紀にいたり、会計原則のはじまりともいわれるドイツ商法学者ゲルストナーによつて提唱せられた貸借対照表法上の諸原則に注目すべきである。この貸借対照表法にいう貸借対照表作成に関する原則として

一、貸借対照表眞実性の原則

二、貸借対照表明瞭性の原則

三、貸借対照表継続性の原則

四、貸借対照表単一性の原則

が規定せられている。この規定は商法の本質たる債権者保護の立場にたち、財産計算中心主義をとるところのいわゆる静態的な観点に立脚するものであるとして強調せられているものであつた。

しかし、このようにきわめて古き伝統をもつ財産目録の摘要表の制度も、徹底的、優先的として規定されてきたところの貸借対照表至上主義も、今日われわれのまゑに展開されている近代会計理論の趨勢としての、流れの主たるものの一つは、財務諸表のウェイトが静態会計観より動態会計観すなわち、在來の貸借対照表中心より損益計算書中心へとその潮流を転換させてきたとである。それはあたかも、河川の流れが洪水によつて怒濤の如

く恐ろしい勢いで流動するように、会計の進歩は、シュマーレンバッハにおいて主として理論的に代表された動態会計へとはげしく急速に、成果計算の途へと前進してきたのである。そして現在では、ほとんどの国家はそれぞれ法の規制によって財務諸表の作成を、企業に要求しているのが実状である。わが商法も明文をもってそのことを規定していることはいうまでもないのである。

ところで、今日にいう財務諸表においては、既述のごとく貸借対照表（財産計算）が史的観よりしても、いちじるしく損益計算書（成果計算）よりも以前であったことは明らかとされたところである。したがって、それらを監査会計の見地より考察するとき、当然の帰結としてその監査も貸借対照表監査から始まったのはいうまでもない。かくて貸借対照表監査そのものの生成はきわめてふるく、一九世紀の初期頃とみられ、その起源はイギリスであったことは多くの文献のものがたるところである。しかし真の意味での貸借対照表監査が、その本来の意図のもとに発達してきたのはいうまでもなくアメリカにおける企業者と、金融機関における取引上の信用授受よりする必要性にもとずいて、しだいに貸借対照表監査がアメリカにおいて活潑化したものであった。したがってたとえ、イギリスにおいて生成したというものの、それが貸借対照表監査にまで大きく発展し、前進せし役割を果し得たのはいつにアメリカにおいてであるということができる。

そこで今日の財務諸表監査としてはいずれの国においても、すなわち貸借対照表、損益計算書等の財務諸表について資産・負債および資本、損益の全般にわたり、一般に認められた監査基準と監査手続により行われるところの監査であり、この監査手続の適用に当っては、いわゆる試査によるのを原則としているのである。つまり貸借対照表と損益計算書の二者を同時に併用監査を行って、はじめて企業の財政状態ならびに経営成績が適正に表

示されているか否かが監査人により監査報告されるのである。

元來伝統的といわれる監査領域においては、信用監査をもって企業の安全性の批判ということは会計における保守主義的思考からのものであって、必然的に貸借対照表監査を財務諸表監査での唯一のものであるかのように重視してきたのである。ところが近代会計の流れと共に、近代監査においても、財務諸表監査自体、信用能力監査（貸借対照表監査）から収益力監査（損益計算書監査）へとそのポイントを移行拡大してきた現在にもかかわらず、ながい監査の伝統によって形成せられた貸借対照表つまり信用監査そのものの強固な基盤にはあまり影響がなかったように思われる。そこで、われわれは先づその貸借対照表監査の歴史的存在過程と、その性格にかんし探ねてみよう。

(6) E. Schmalenbach: Dynamische Bilanz. 7. Aufl. 土岐政蔵博士訳「動的貸借対照表論」二十九頁・九十四頁。

(7) わが商法はその第三十三条に商人は開業の時及毎年一回一定の時期に於て動産、不動産、債権、債務其の他の財産の総目録及貸方、借方の対照表を作らんとを要す会社に在りては成立の時又毎決算期に日々の取引其の他財産に影響を及ぼすべき一切の事項を整然且つ明瞭に記載した書類を作らんとを要すと規定している。

#### 四

いつの時代であっても、すべての言葉にはそれぞれ、歴史的な存在であり、それは、その時代的背景とともにある程度の推移はその内容に変化を及ぼすことはまぬがれないことであろう。一八世紀の頃、イタリヤの公会計その他に端を發したといわれ、それはそののち、イギリスにおいて發達してきたところの精密監査(Detailed audit)

が、一九一〇年代もしくは一九二〇年のころアメリカに貸借対照表監査として流行したものであった。このように貸借対照表監査とは呼称するものの、その生成・前身はいうまでもなく精密監査であるわけで、いわゆる時代的な推移によるものであるといえる。ところが、この精密監査と貸借対照表監査とを熟視するとき、精密監査はつまりその監査方法に關してのものであり、貸借対照表監査はつまり、その監査対象に關しての言葉であるがゆえに、どちらかという形式上では、いわば対照的な用語をなさないのである。しかしよく熟考するとき實際上では、この兩者間においてはまったくその監査対象には差異が存するのであって、したがって兩者の監査方法はおよそ対蹠的であるものと考えられるのである。具体的に換言すると、精密監査としては企業に關しての關係帳簿およびそれらの証憑書類、その外すべての面にわたる全部監査を対象とするに對し、貸借対照表監査では、たんに貸借対照表での記録に限定される部分監査であるにすぎないとされるのである。またその方法としても、前者がいわゆる常規手続（帳簿・計算・証憑等突合）を行うにかかわらず、後者は直接検証（実査・立会・確認・質問等）であつて、いうところの記録と事実との照合を建前としているのである。

これによつてあきらかなる如く、イギリスにおいて大いに發展拡大したところの精密監査は、全部（完全）監査とも呼ばれるように、その監査範囲にしても會計記録の総べて、全般におよぶものにして、その方法といえども微にいきり、細にわたるものであるはいうまでもない。すなわち、精密なる用語の示すごとく、會計期の始めにおける財産状態を起点とし、当該期間中に発生した取引による變動をいちいち詳細に検査し、會計期末における財務諸表の正否・適否を検証するものである。したがつて、精密監査の性質は、どこまでも個別的であつて、遡及的であるとともに、建設的であるといひ得るのであつて、その目的の主とするところは、結局一般的な監査の定

義とされている会計記録の正当性を検証するものであり、誤謬や脱漏を発見したり、詐欺不正を摘発するといったところである。

このように精密監査は、きわめて詳細な照査がとられる手続とされているのであるけれども、それによつてもたらされる効果に比べて、そのために余りにも多くの日時を要することとなり、その結果として、不当に巨額の監査費用を招来するものとなつたのである。これは当然、企業の監査依頼人にとつて相当な経済的の負担であるは無論のこと、他方の監査人といえども、それはあまり望ましいものではなかつたといえよう。それゆゑに、できるだけ監査事務の手数、分量をはぶくことにとめて、これに要する時間と労費を節約して必然的に低減せしめようとする要求がさかんとなり、はじめていろんなそのような提案がおこつた。その結果として、精密監査の効果をごまかでも保持しつつ、しかもその手続の簡素化を徹底していくべきであるとする監査の仕方を工夫するという試みである。すなわち、監査を実施する対象期間中に行われたすべての取引をいちいち照査して検証する方法をして、期間中における適宜のある月を抽出し、その月間の記録については、その全てにわたつて詳細に徹底して吟味してゆくという、つまり試査的な方法であつた。かくて、おこなわれた部分での記録が妥当であるとして見出すことができたならば、それ以外の残余の月間での記録も妥当であろうと推定して差支えがないというのが、その根拠であるとするのである。これによつて、精密監査の労費と時間とはいちじるしく低減せられることとなり、そしてこれがついにイギリスの精密監査の時代より、アメリカにおける貸借対照表監査への方法の流行をもたらししたものとなつた原因であるのである。

たしかに貸借対照表監査の方法的特質の一つは、関係帳簿記録に表示されているそれらの内容のすべてにわた

つて、個々の一つ一つの全取引を吟味することなく、十分に実質的な検証をすることができるといふ理念に立脚したところの監査方法である。この監査方法は、高度にして大規模化した企業の極めて多い、証券資本の発行や証券投資の大衆化のさかんな、アメリカの経済事情にもっともよく適合することから、たちまちにしてアメリカに広くとりいれられ、その発展拡大はめざましいものがあつた。

しかし貸借対照表監査における名実ともに権威者とみられるモトンゴメリーにしたがえば、それに関して次の如く述べている。<sup>(8)</sup>

- 一、貸借対照表に示されている総ての資産は、貸借対照表日において被監査企業の所有に属するものであること、そして、一般に公正妥当と認められた会計原則にしたがって記載された金額であること。
- 二、貸借対照表に示されるべき重要な価額の資産であつて、記載されなかつたものがないことのないようにすること。
- 三、貸借対照表に示されている負債は、現実においての債務かまたは偶発債務であること。
- 四、重要である金額の負債は、総て貸借対照表に明示されてあること。
- 五、剰余金の性質が適当に明示されてあること。
- 六、損益計算書および剰余金計算書は、経営活動の成績を適正に明示しなければならないこと。
- 七、株式資本は正当に分類されて掲記されてあるべきこと。そして、授權資本以上に発行されたところの株式はないということ。

八、財務諸表については、その脚註をも含めて、全体として重要な事実に関して、真実ではないところの表示を

しないこと。また理解に必要な重要な事実での表示を、省略しないこと。

右のように、貸借対照表監査としての、あるべき姿、合理的根拠を示して卒直に論及されている。

すでに精密監査のところで述べたように、また、モントゴメリーの所説によっても明かなることく貸借対照表監査は、その監査の範囲が、いうまでもなく貸借対照表記載の財産および資本についての諸項目に関して、その結果についての正当性の検証に限定されるのであって、当該期間における会計諸記録を全面的に徹底して検証吟味するものではない。それはどこまでも、貸借対照表記載の資産・負債および資本の諸項目が、はたして貸借対照表作成当日に、それに記載されているとおりに、それぞれ実存しているか、どうか、そしてそれぞれの評価は正しく適正になされているか、どうかを照査するにとどめて、それらの諸項目についてその期間に発生した個々の取引記録の照査まではしないとされるのである。端的に表現すると、貸借対照表監査は、貸借対照表勘定にかんするいわゆる検証手続であって、その範囲とするところは、それに記載されている財産および資本にかかわる諸項目の正当性の検証に限定され、それ以上におよばないものであるということが出来る。そして上述せしように、本表作成当日においての財産・資本の实在性の有無と、その評価の適正性の吟味を行うのであって、もちろんその期間に発生した各取引の諸記録までの正否の検証を行わないとするのであるが、これをもって貸借対照表監査における大きな特質とされるのである。

会計学の伝統よりすれば、企業会計論では財産法と損益法とにより会計処理される二つの利潤計算機構をもつのを通説とされている。財産法としての計算は、資産と負債・資本とを集計比較することによって利益を測定把

握するのであり、この計算方法の結果は貸借対照表に示されるものである。これに対して損益法の計算は、簿記の記録にもとずいて、それから費用と収益とを集計比較することによって利益を測定把握せんとする計算方法にして、これをもって損益計算書によって表示されるとしている。企業の利潤はこれら二面より平行して決定され、その結果算出されたる両者の金額はまったく合致すべきものであるとされている。

われわれは監査会計の立場より、財産法に立脚する貸借対照表監査に関しては、すでに前記の如く一応の検討を加えたのであるが、会計学の通説にいう、二つの利潤計算機構の基盤を建前とする観点より、損益法に立脚する損益計算書における監査に関して、さらに考察をすすめることにしたい。

(8) R. Montgomery: *Montgomery's Auditing*, 1949, p. 7.

## 五

ところで、損益計算書監査における特質とされる事項としては、如何ようなことが考えられるのであろうか、それは、それぞれの監査的観点の度合によりある程度のちがいの生ずることはいたしかたのないところであるが、ここにその特質にふれてみることにする。

一、企業の一会計期間において、いわゆる費用と収益の認識・測定の基準が一般に認められた企業会計原則に準拠して合理的であるかどうかを吟味すべきであるということ。

二、企業の採用したところの会計処理（分類・記録・計算）の方法が一般に認められた企業会計原則に準拠して合理的であるかどうかを吟味すべきであるということ。

三、企業が採用しているすべての方法そのものが、果して継続的に前期に行つたと同一の方法でなされているかどうかを吟味するために、できるだけ長期観察を行うべきであるということ。

四、監査技術（ここでは試査と抜検査）を徹底して用いるところの吟味の方法を行うべきであるということ。

五、企業の概括的正確性の傍証を把握するために、すべての比率を用いて吟味すべきであるということ。

以上のごとく一応要約してみたのであるけれども、損益計算書監査の特質についての基本的問題ともいへべき、それをきわめて複雑化し、招来しているものに企業体の宿命とされているゴーイング・コンサーン (going concern) を指摘することができよう。企業のもつ継続経営の自然性をゆがめてまで、人為的に按分せられた営業年度ごとに期間計算されし結果の純損益そのものは、企業の経理担当者が豊富な会計全般にわたる知識と経験をもつて、それを如何に注意深く会計処理を行ない、また一方、有能な監査人が如何に精密なる監査を実施したとしても、企業の純損益が絶対的正確を表示しうるものではないのである。何故ならば企業の設立（開店日）よりその解散（閉鎖日）に至る企業の全経営活動期間を通じてなされるところの結果において把握せられた企業の純損益にして、はじめてその正確性をわれわれは期待できるのであるはいうまでもない。しかるにただ単に便宜的に、人為的に全経営活動の流れを一定事業年度ごとに按分して会計処理を行い損益計算をしたとしても、それはどこまでもいわゆる仮定上に立脚したる決算の範疇を脱しえないものであるからにはかならないといえるのである。

さらに強いてあげるとすれば、費用・収益という損・益の項目におけるそれぞれの集計額は、いずれも期間の合計額であつて、この一会計期間での企業の取引量は、もちろんその規模の大小、業種の如何により相異はあるが、取引量そのものは小企業といえども案外多量である。したがつて、かかる多量の取引に関してその正確性や

妥当性を期するために精細に、漏れなく監査を実施することは、どうしても行なうとすれば、それは不可能なことではないけれども、多大の費用を要する点からいえば、つまり監査の経済性の見地からするならば決して好ましいあり方ではないのである。かくて損益計算書の諸項目はそれら以外の方法にもとずいて概括的な正確性を吟味するをもって是とされているのである。

かくのごとき理由によつて損益計算書監査そのものは、すなわち「原則と方法」もしくは「記録と方法」についての照合を主眼としてその妥当性なり正確性をたしかめてゆくものであるとしている。

およそ貸借対照表監査は、すでに前項で論述せしように、その資産・負債および資本の諸項目については、損・益項目と同様に、会計期間中に多量の取引によつて大いに影響されることであろうが、損益計算書監査の対象としているところの取引そのものの吟味を避けて、どこまでも静止中の期末における一定時の状態をもつて吟味するものとされている。損益計算書監査にありては残高勘定を有しないがゆえに繰返し説明するまでもなく、いわゆる企業における取引そのものを対象とし、それを監査するより仕方がないのである。したがつて、ここに両者の監査手続の相異がみられるのであり、上述せしごとく損益計算書監査における「原則と方法」もしくは「記録と記録」の照合を主眼とするに對して、貸借対照表監査においては資産・負債および資本の項目別にわたつて「記録と事実」の照合を主眼としてゆく方法でもつて、入念に監査を実施せんとするところのものに比してみると、ここに損益計算書の監査はその手続上においていちじるしき特質を形成しているものと思われる。そして長期観察を会計原則の継続性の立場において行つたり、試査や各種の比率を吟味する監査技術をできるだけ採用して行なおうとするのは、まったく損益計算書監査における独得のものであるといえるのである。

そこで、損益計算書監査についての費用・収益に関する各項目の監査に当っては、損益計算書監査が有する機能を發揮して、その監査が執行されるべきであることについては、ここで多言するまでもない。

かの企業会計原則が規定する、即ち、当期の營業収益はその給付の実現によってのみ算定されるのであり、費用もまた、それに対応するところの原価が当期の營業費用として認識されるのである。そして、必ずしも費用・収益の対応せざる營業外費用および収益（損失および利益をも含む）もこれに準じて当期發生額が計上せられる。さらに期間外での費用や収益の金額については、もしあるとすれば、それは直接未処分利益剰余金に計上せらるべきものであって、未費消原価および未実現収益での金額に関しては、すべて貸借対照表に記載しなければならぬのである。また資産勘定において、当期での費消せしものや、次期以降におけるの収益をもたらすことのないとされる原価は、それぞれ当期の費用としなければならぬのである。このことは、いわゆる損益計算書における必要処理であったとしても貸借対照表のそれと全く不可分の関係にあることを立証するものである。そしてこれをもって損益計算書監査といえども、つまり関連する貸借対照表項目の検証なくしてはその監査の完璧を期することができないとされる所以でもある。かかるがごときは端的にいつて、貸借対照表の示す期首と期末におけるそれぞれの諸項目の金額が真に適正に表示されていたとするならば、その結果において算定されたところの所得額は、いうまでもなく貸借対照表を作成するにさいして適用される企業会計原則に準拠した妥当なものとなるのは理の当然である。それは要するに貸借対照表監査にありては、期間での費用・収益各項目が果して適正妥當に会計処理されているや否や等についてのことからはその関知する機能を有しないのである。しかしながらす

でに触れたるごとく損益計算においては、いわば関連項目についての正当性を明瞭に立証することのできる優れた機能をもつものである。すなわち損益計算書での仕入、売上上の項目に対しては、必然的に貸借対照表における期首と期末に所有する在庫品を検証することが要求されるのであり、また貸借対照表での固定資産の評価に関しては反対に損益計算書における減価償却費の項目を念査しなければならぬのであってこれらの関連的項目は<sup>(10)</sup>すくなくなしとしないのである。

ここに損益計算書監査が有するといわれる監査手続は如何ようになされるのであろうか、もちろん監査実施準則に従えばその順序は明示されているが、ここでは筆者なりの角度からその方法を確かめることにする。

#### 第一に売上高について

イ、売上計上の時期がもっとも重要となる。したがって、これは企業会計原則に準拠の有無を照合することによりその正当性をたしかめる。

ロ、次に売上計上の方法が、はたして前期とまったく同様の方法でもって継続してなされているや否やについてたしかめる。

ハ、前期および前々期を含む営業期間における月別売上一覧表にもとづいて、その月間比較および前期・前々期の同月とそれぞれ比較を行ない、その結果いちじるしき変動の生ずる月を選んで、その月の売上に関する（例えば送り状や納品伝票等）証券の合計額との突合せをする。

ニ、そして差異がある場合には、さらに関係の書票の個々についてのその理由を深く追求すべきである。

ホ、金額の如何を問わず返品・値下ある場合にありてもニ、項と同様の方法でもって念査の要あるはいうまでも

ないが、それは試査や抜検査によって行なう。

へ、本店以外にも店舗を有する場合、たとえば本・支店間での売上、また月賦販売、さらに試用販売等の行われしときは、どうしても未実現利益の関係があるから、それらの含まれていないことをたしかめる必要がある。したがってかかるがごとき販売のある場合には、つとめて売上利益計上の方法に関して、その妥当性をめんどんに検証しなければならない。

## 第二に売上原価について

イ、この売上原価にありては、第一で述べた売上高のイ、からホ、までと同様の方法でもって試査を行なうべきであるはいうまでもない。

ロ、在庫品を明確にすることによって、はじめて売上原価を確定づけることになるのであるがゆえに、この在庫品については、すでに貸借対照表監査において検証が終了している場合はその金額を援用するのもよいのである。けれども損益計算書での監査としても一応、商品回転率を算出することにより、できるだけ前期におけるその率とを比較し、もしそれらしき差異が生じたときは、その担当者をして説明を求め、十分満足するの域まで達するを要するはもちろんのことである。しかるのちにおいてそれらの理由の適正性・妥当性をたしかめなければならぬ。

へ、なお必要なこととして総益テストがある。すなわち売上高との関連においてこの総益テストを行なうことにより、もしもいちじるしい増減がみられる場合、質問を発し関係者の説明を求める。そしてその説明の妥当性をみずから吟味すべきである。

### 第三営業費について

- イ、前期を含む月別営業費内訳一覧表にもとずいて比較観察を行って検討してみる。
- ロ、この場合できるだけ変動費と固定費に区分せしめる。
- ハ、変動費に関しては売上高に対する比率によって、月間および前期の同月と比較せしめて、そこにいちじるしき変動のみられる項目を選択して勘定分析を試みることによって、その変動の原因の如何をたしかめなければならぬ。
- ニ、固定費については実際支払月額を、変動費と同じ方法をもって比較を行ない、その結果、変動の疑わしきと思われる項目に關してのみ勘定分析を用いてかかる変動せし原因を吟味すべきである。
- ホ、さらによく検討しなければならないものとして資本的支出と収益的支出に關する区分が問題とされうる。これについては企業会計原則に照応してその準拠の妥当性の如何および、前期と同一方針のもとに継続して一貫されていることの可否を検証すべきである。

### 第四営業外損益について

- イ、この営業外損益においては比較観察を適用するも、その実質的な効果は期待できないので本項目では、単に個別監査にまつよりしかたがないであろう。
- ロ、よって金額的にみて多額と考えられるか、一般通念上から異常と思われるがごとき項目を採りあげて、それに対応する資産、負債との関連において吟味する。
- ハ、たとえば、受取利子収入を所有公社債と照合せしめると同時に、借入金との関係において逆に支払利息の正

当性を照査することによってそれぞれの妥当性をたしかめるがごときである。

以上によって明らかのように損益計算に附随する関係勘定の監査手続を概括的にいえば、主として個々の勘定項目を前期のそれ比較観察をするか、関連項目なり勘定の一覧表または明細表をもとにしての検閲・照査・試査・抜検査的照査によって行なうか、いくつかの勘定項目を選択してそれらについて証拠入手による突合わせをするか、さらにいくつかの期間を選んで期間における関係帳簿書類等を照査するかによってなされると断定されるのである。したがって、このような内容と範囲内に帰一するものであるとするならば、それらは企業の有する内部統制組織を検閲し、その実施状況がきわめて信頼をおくにとると認められた場合には、その内部統制組織の制度を大いに活用すべきである。そして、さらに進んでこれと協調することによって一段と、効果を期待すべきはいうまでもない。かくて損益計算書監査はその成果を高度に發揮することとなるのである。

(9) モントゴメリーは、眞の貸借対照表なるものは記帳の有無に関係なく、総ての資産と負債・資本とを表示されておらなければならぬと云つてゐる。

R. Montgomery: Auditing Theory and Practice, 2 ed Ed., 1940, Preface.

(10) 例えば、売上高においても貸借対照表の受取勘定や在庫品を照査することにより、損益計算書における売上高の期間的な見地よりの妥当性を把握することが可能であるから立証手段となり得る。反対に受取勘定の確認に当っては、売上高の適正性を確かめることができる。また、前払費用や繰延費用の吟味は当期に必ず計上すべき費用が繰延べられていないか、反対に、前期から繰越されたところの費用であるから当然のこととして当期に計上が処理されているか等をそれぞれ立証できるのである。

## 六

以上、財務諸表と称せられるもののうち、その二大支柱とされている貸借対照表と損益計算書に関するそれぞれについて、会計学の領域でありながら、企業会計分野のはなばなしい論陣に比べて、さびしい感じのする監査会計の立場よりいくつかの論述を試みたのであるが、ここに、その要約を示すと次の如くである。

およそ、企業経営の健全なる運営とその発展を企図し、その能率向上を期待せんがためには、会計上の虚偽誤謬、不正詐欺等の発生を未然に防止すると共に、正当なる会計資料が提供されるような方策が、態勢が講じられなければならぬ。その方策、その態勢については学問としての分野においても種々あると考えられるのはいうまでもない。けれども本稿でとりあげた監査会計<sup>(11)</sup>の領域では、青木博士がその定義で「経営の実体の計数的把握に関する組織とその過程とその結果について正当性を判断し、経営目的の実現性とを批判し、もって経営政策樹立の資料を提供せんとするもの」と示されているごとく、会計の機能として企業における全財産の保護と、経営目的という、それ本来の事業目的の健全向上に重点を置く分野が厳然と存在していることに刮目すべきであることを主張するものである。

近代会計という潮流は、すでにシュマーレンバッハの所説を引用して述べたところである。それはまた、次のことについてもいえるのではなからうか。即ち、企業会計が経営規模の拡大化、巨大な財産構成の複雑化に禍いされて、實際上技術的困難さのゆえに財産計算である貸借対照表を放棄したのはやむを得ないことであろうといえるのである。もとより、これに対処して損益法の成果計算を精密化し、できるかぎり信頼しうる結果に接近すべ

く損益計算書の正確化へ努力したことはないまでもない。<sup>(12)</sup>

財務諸表を支えている貸借対照表および損益計算書という二本の要の柱は、複式簿記機構を基盤とするかぎりにおける会計処理の手続を行なう以上、それは必然的な結果の産物である。近代企業会計的観点より思考するとき、如何に損益計算が重視され優先的なものとして重宝され、理解されてきているのかはここで繰返し記すまでもない。この点に関しては一般実務界においてもよく実践に正しく生かされていることである。「会計は今日なお進歩の過程をたどりつつある。近代会計は不断の発展と拡張の過程にある」<sup>(13)</sup>のである。アメリカでの監査の始まったのは信用目的のために行なうところ精密監査であったとされているのでから、その過程はまことに長い年月を経過し、その監査経験はきわめて尊くつみ重ねられてきたのである。しかし、きわめて詳細な微にいり細にわたって吟味してゆく手続をとるこの監査は、それによって反映される監査効果に較べ、余りにも多くの日時と大きな監査費用を招来する事態は、被監査企業にとつても、監査人にとつても、かかる精密監査は決して今日の変動する経済社会において、変転常なき企業として好ましい監査手段ではないのである。ところが、貸借対照表と損益計算書との監査は、その監査の弱点を補なうに足る十分な監査としての効果を満たすことのできる優れた機能、特質を有するものであることを知った。それは、まさしく近代会計という潮流に流動するごとき損益計算書という流れを優先しているにもかかわらず、あえて財務諸表という監査だけが依然として古き伝統を着飾つてか、貸借対照表監査なる流れをば大事に引止めている所以のものは一体、如何なる理由、如何なる根拠によるものであるか。

すでに、四節・五節においての、両者に関して記述したように、そこから探求されるべきことがらは、即ち、

経営本来の唯一の目標が何はともあれ幾ら当期では利潤をあげることができたかという、純損益の教的把握という一点のみを凝視するを宿命として担っているものであるとし、それをもって至上目標としていることを先ず認識しておくことが絶対に必要である。そうすれば、損益計算書の流れの監査手続は、いわば原則対方法、換言すれば企業の会計処理せし記録と一般に認められた原則（記録）との照合であって、もっともその手続は内部統制という組織の信頼とに影響されるのであるが、企業が唯一の目標としている利益追求の終着点である純損益金額というところの实在性を明瞭に見究めるには貸借対照表監査よりも弱点があるといいうるであろう。即ち貸借対照表的流れの監査手続は、財産の実存を確かめることであつた。それは、純損益ならば、はたしてその金額の真实性を確かめる手段として、それがために記録と事実について、その財産の实在性を自ら帳簿書類が表示するかを直接に検証するのである。これによって現在の段階では少くとも貸借対照表監査がたしかに好ましいということにその結論を得た。

今ここに、さらに要約するまでもないであろう。しかし監査における積極的な機能とされるものとして正確性を批判することがいわれ、消極的な機能は、指導的立場で監査を実施するのであるといわれる。そしてこれは、会計に関係のある職業をしている所謂会計人と呼ばれる一群の人々に関連が大きいのであるのはいうまでもない。企業の会計制度も監査の会計制度も、これに繋がる会計人と企業經理の直接担当者等が先ずこれの本来の関連性を再確認して新しい観点から終始一貫してその使命を生かすことによって両制度をして車輪のごとく完全一体となるのである。かくて、近代会計の理論ができるだけ多く実践界に取り入れられ、それぞれの会計関係者の分野に依りて理解され、実践化され、批判されることによって監査会計への道は、活潑に展開されるであろうと考え

る。

さいごに、割当てられた予定以上の紙数を費やしてしまったが、これらに関して、いまだ多くの角度から問題に触れることができなかったのであるが、それらの点については別の機会に稿を進めるつもりである。

(11) 監査会計である。会計監査と云わず、監査会計という言葉は青木倫太郎教授をして、その初めとする。雑誌「会計」第六十八巻第四号の「会計士監査」を参照せられたい。

(12) 岩田 巖教授稿「企業会計における会計士監査の意味」財務監査論十二頁より援用せしもの。

(13) 青木倫太郎博士稿前掲書十二頁。

(三三・一一・二〇)